

幼保連携型認定こども園の認可基準について

※国の方針

1. 基本的な考え方

(1)学校かつ児童福祉施設たる「単一の施設」としての幼保連携型認定こども園にふさわしい「単一の基準」とする。

(2)新たな幼保連携型認定こども園の質を確保し向上させる観点から、現行の幼保連携型認定こども園に適用されている基準を基礎とした上で、以下の方針で基準を策定する。

(具体的な方針)

- ・幼稚園と保育所の基準の内容が異なる事項は高い水準を引き継ぐ
- ・幼稚園と保育所のいずれかのみ適用がある事項は、学校かつ児童福祉施設としての性格に鑑み、両者の実務に支障のない形で引き継ぐ
- ・認定こども園に特有の事項で幼稚園・保育所の基準に定めがない事項は、現行の認定こども園の基準を参考としつつ、基準として追加すべき内容を整理する

2. 従うべき基準・参酌基準

(1)従うべき基準

- ・学級の編制、配置すべき園長・保育教諭・その他の職員、その員数
- ・保育室の床面積その他設備に関する事項であって、子どもの健全な発達に密接に関連するもの
- ・運営に関する事項であって、子どもの適切な処遇の確保、秘密の保持、子どもの健全な発達に密接に関連するもの

(2)参酌基準

- ・上記(1)以外の事項

番号	項目	国の方針			県の方針(案)	考え方												
		子ども・子育て会議における基準方針	府省令(仮案)	従う又は参照														
6	設備の基準 (一般的要件)	○建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けること(公道を挟む程度を含む)を前提とする。	第C1条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、園児の通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。 2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。	従う	同左	国の方針どおりとする												
7	設備の基準 (園舎及び園庭)	○園舎の面積(満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く)は、幼稚園の基準と同じ。 ○乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室は、保育所の基準と同じ。 ○園庭(運動場、屋外遊戯場)は必置。 ○園舎と同一の敷地内又は隣接する位置とすることが原則。 ○面積は、以下の面積を合計した面積以上とする。 ・満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積 ・満2歳の子どもについて、保育所基準による面積 ○教育的観点(子どもが主体的に自らの意志で自由に利用できる身近な環境の実現等)を重視し、必要な面積は、同一敷地内又は隣接する位置で確保することを原則とし、代替地の面積算入は不可とする。 ○教育的観点(子どもが主体的に自らの意志で自由に利用できる身近な環境の実現等)を重視し、必要な面積は、同一敷地内又は隣接する位置で確保することを原則とし、屋上(バルコニー等を含む。)の面積算入は原則不可とする。 ※ただし、一般的な屋上と異なり、以下の要件を全て満たす場合は、原則に対する例外的な取扱いとして、屋上の面積算入を認める。 ①耐火建築物であること。 ②幼保連携型認定こども園保育要綱(仮称)に示された教育・保育内容が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。 ③屋上(屋上と同層を含む。)に、便所、水飲み場等を設けること。 ④防火上の観点(避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等)に留意すること。 ⑤地上の園庭と同様の環境が確保されているとともに、子どもが室内と屋上(屋上)の環境を結びつけて自らの遊戯が展開できるよう、子ども自らの意志で屋上と行き来できると認められる場合。 ⑥保育室と同層又は保育室がある階の上下1階の範囲内に屋上が位置していること。 ※園庭として面積算入できない屋上であっても、実際の利用を妨げるものではない。	第C2条 幼保連携型認定こども園には、次項及び第三項の定めるところにより、園舎及び園庭を備えなければならない。 2 園舎の面積は、次に掲げる面積を合計した面積以上とする。 一 下表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 二 満3歳未満の園児数に応じ、その保育の用に供する保育室、遊戯室、ほふく室又は乳児室の面積として第C3条第六項の規定により計算した面積 3 園庭の面積は、次に掲げる面積を合計した面積以上とする。 一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 イ 下表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 ロ 三・三平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積 ニ 三・三平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積 4 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。 園舎の面積 <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一学級</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>二学級以上</td> <td>320+100×(学級数-2)</td> </tr> </tbody> </table> 園庭の面積 <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二学級</td> <td>330+30×(学級数-1)</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>400+00×(学級数-3)</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積(平方メートル)	一学級	100	二学級以上	320+100×(学級数-2)	学級数	面積(平方メートル)	二学級	330+30×(学級数-1)	三学級以上	400+00×(学級数-3)	従う	同左	国の方針どおりとする
学級数	面積(平方メートル)																	
一学級	100																	
二学級以上	320+100×(学級数-2)																	
学級数	面積(平方メートル)																	
二学級	330+30×(学級数-1)																	
三学級以上	400+00×(学級数-3)																	
8	設備の基準 (園舎に備えるべき設備)	○保育室又は遊戯室は必置。満2歳未満の子どもを入所させる場合は、乳児室又はほふく室は必置。 ○職員室、便所は必置。 ○ただし、特別な事情があるときは、職員室と保健室の兼用可。 ○満3歳以上の子どもに係る保育室の数は、学級数を下ってはならない。 ○飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備は必置。 ○放送聴取設備、映写設備、水遊び場、幼児洗浄用設備、図書室、会議室は、設置に努める。 ○自園調理による食事の提供の場合は、調理室の設置が原則。 ※ 備えるべき具体的設備内容等は、食品衛生法に関する条例等に従う。 ○ただし、食事の提供をすべき子どもの数が20人未満である場合は、自園調理の場合であっても、独立した調理室ではなく、提供すべき人数に応じて必要な調理設備を備えていれば可とする。 ○外部搬入による食事の提供の場合は、独立した調理室ではなく、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。	第C3条 園舎には、次に掲げる設備(第四号に掲げる設備については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。)を備えなければならない。ただし、特別な事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。 一 職員室 二 保育室 三 遊戯室 四 ほふく室又は乳児室 五 保健室 六 調理室 七 便所 八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備 2 保育室(満3歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級数を下ってはならない。 3 満2歳以上の園児に対する食事の提供について、第D3条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園は、第一項第六号の規定にかかわらず、調理室を設置しないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 4 園児に対する食事の提供について、通常食事の提供をするべき園児数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供をするべき園児数に応じて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。 6 第一項第二号から第四号までの設備の面積は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める方法により計算した面積以上でなければならない。 一 保育室又は遊戯室 満2歳以上の園児一人につき一・九八平方メートル 二 ほふく室 満2歳未満の園児のうち、ほふくする子ども一人につき三・三平方メートル 三 乳児室 満2歳未満の園児のうち、ほふくしないもの一人につき一・六五平方メートル	従う	○県児童福祉施設条例第四十四条第一項第二号を準用して乳児室の面積基準を規定 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。 ・そのほかは国の方針どおり	国の基準を上回る現在の保育所の認可基準を引き継ぐ												

番号	項目	国の方針		従う 又は 参酌	県の方針(案)	考え方																											
		子ども・子育て会議における基準方針	府省令(仮案)																														
8	設備の基準 (園舎に備えるべき設備)		<p>7 第一項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる施設を備えるよう努めなければならない。</p> <p>一 放送聴取設備 二 映写設備 三 水遊び場 四 園児清浄用設備 五 図書室 六 会議室</p>	参酌	同左	国の方針どおりとする																											
			<p>8 園舎は、二階建て以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建て以上とすることができる。</p> <p>9 保育室、遊戯室、ほふく室、乳児室又は便所(以下この項及び第05条において「保育室等」という。)は一階に設けるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げる要件を満たすときは二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建て以上とする場合であって、第二号から第七号までに掲げる要件を満たすときは、三階以上の階に設けることができる。この場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。</p> <p>一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物であること。 二 保育室等が設けられている下表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること</p> <table border="1" data-bbox="779 635 1265 1098"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">施設・設備</th> </tr> <tr> <th>1 屋内階段</th> <th>2 屋外階段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">二階</td> <td>常用</td> <td>1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三十八号)第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一端から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を連結して連続することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を適用するものとする。)</td> <td>2 付室上有効なバルコニー</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>3 建築基準法第二条第七号の二に規定する耐火構造の屋外階段又はこれに準ずる設備</td> <td>4 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">三階</td> <td>常用</td> <td>1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段</td> <td>2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一端から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を連結して連続することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を適用するものとする。)</td> <td>2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外階段又はこれに準ずる設備 3 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四階以上の階</td> <td>常用</td> <td>1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段</td> <td>2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>三 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に園児の転落を防止する設備が設けられていること。 四 第二号の表に定める設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下であること。 五 調理室(火気を使用するもの)に限り、次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。の部分とそれ以外の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第二百二十三条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパーが設けられていること。イスプリングラ設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 六 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するため必要な措置が講じられていること。 七 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 八 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 九 備え付けられたカーテン、敷物、建具等で可燃性のものに防火処理が施されていること。</p> <p>第04条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児の数に応じ、教育及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。 2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。</p>	階	区分	施設・設備		1 屋内階段	2 屋外階段	二階	常用	1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三十八号)第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一端から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を連結して連続することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を適用するものとする。)	2 付室上有効なバルコニー	避難用	3 建築基準法第二条第七号の二に規定する耐火構造の屋外階段又はこれに準ずる設備	4 屋外階段	三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一端から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を連結して連続することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を適用するものとする。)	2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外階段又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	四階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	避難用	建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段		従う	同左	国の方針どおりとする
		階	区分			施設・設備																											
1 屋内階段	2 屋外階段																																
二階	常用	1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三十八号)第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一端から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を連結して連続することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を適用するものとする。)	2 付室上有効なバルコニー																														
	避難用	3 建築基準法第二条第七号の二に規定する耐火構造の屋外階段又はこれに準ずる設備	4 屋外階段																														
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	2 屋外階段																														
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一端から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を連結して連続することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を適用するものとする。)	2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外階段又はこれに準ずる設備 3 屋外階段																														
四階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段																														
	避難用	建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段																															
				参酌	同左	国の方針どおりとする																											

番号	項目	国の方針			県の方針(案)	考え方
		子ども・子育て会議における基準方針	府省令(仮案)	従う 又は 参酌		
9	他の施設及び設備の使用		第C5条 幼保連携型認定こども園は、特別の事情があり、かつ、教育及び保育上並びに安全上支障がない場合は、他の学校、社会福祉施設等の施設及び設備を使用することができる。	参酌	同左	国の方針どおりとする
10	教育及び保育を行う期間及び時間	<p>○1年の開園日数は、日曜日・国民の祝日を除いた日が原則。</p> <p>○1日の開園時間は、原則11時間。</p> <p>○ただし、開園日数及び開園時間は、就労状況等地域の実情に応じて定められるよう、弾力的な取扱いを認める。</p> <p>○満3歳以上の子どもの1日の教育課程に係る教育時間は4時間を標準。</p> <p>○満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育週数は39週を下回らない。</p> <p>○学期の区分、長期休業日を定める。</p> <p>○夜間保育等の状況に配慮し、1日の教育課程に係る教育時間(4時間を標準とする)等をどのように確保するかについては、弾力的な取扱いを認める。</p>	ただし、当該幼保連携型認定こども園が当該設備を保育室等として共用することについては、この限りでない。	従う	同左	国の方針どおりとする
			<p>第D1条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下ってはならない。</p> <p>二 教育に係る標準的な一日当たりの時間(第三号において「教育時間」という。)は、四時間であること。ただし、園児の発達の程度、地域の実態、季節等に適切に配慮するものとする。</p>	従う	同左	国の方針どおりとする
			<p>三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の標準的な一日当たりの時間(満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、前号に規定する教育時間を含む。)は、八時間とすること。</p>	参酌	同左	国の方針どおりとする
11	食事の提供	<p>○食事の提供を求める子どもの範囲は、保育認定を受ける2号子ども、3号子どもとし、教育標準時間認定を受ける1号子どもへの食事の提供については、園の判断とする。</p> <p>○食事の提供は、施設内で調理する方法(自園調理)により行わなければならない。</p> <p>ただし、次の要件を満たす場合は、満3歳以上児に対する食事について、外部搬入によることができる。</p> <p>① 食事の提供責任が保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうるような体制等になっていること。</p> <p>② 栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>③ 調理業務の受託者は、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</p> <p>④ 幼児の年齢、発達段階、健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮等について適切に配慮することができること。</p> <p>⑤ 食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>○食事の提供を求める子ども(2号子ども、3号子ども)に対しても、保護者が希望する場合や園の行事等(例:園で「お弁当の日」を設定する等)の際には、弁当持参を認める弾力的な取扱いとする。</p>	<p>第D2条 幼保連携型認定こども園は、原則として、保育を必要とする子どもに該当する園児に対し、あらかじめ作成された献立に従って、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法(第C5条の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により、食事の提供を行わなければならない。</p> <p>2 幼保連携型認定こども園は、前項の園児以外の園児に対し、同項に定める方法により、食事の提供を行うことができる。</p> <p>3 食事の献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならず、食品の種類及び調理方法は、栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。</p>	従う	同左	国の方針どおりとする
			<p>4 幼保連携型認定こども園において園児に食事を提供するに当たっては、法第九条各号に掲げる目標との調和を図りつつ、健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。</p>	参酌	同左	国の方針どおりとする

番号	項目	国の方針		県の方針(案)	考え方	
		子ども・子育て会議における基準方針	府省令(仮案)			
12	食事の提供方法の特例	<p>○食事の提供を求める子どもの範囲は、保育認定を受ける2号子ども、3号子どもとし、教育標準時間認定を受ける1号子どもへの食事の提供については、園の判断とする。</p> <p>○食事の提供は、施設内で調理する方法(自園調理)により行わなければならない。</p> <p>ただし、次の要件を満たす場合は、満3歳以上児に対する食事について、外部搬入によることができる。</p> <p>① 食事の提供責任が保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうるような体制等になっていること。</p> <p>② 栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>③ 調理業務の受託者は、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</p> <p>④ 幼児の年齢、発達段階、健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮等について適切に応じることができること。</p> <p>⑤ 食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>○食事の提供を求める子ども(2号子ども、3号子ども)に対しても、保護者が希望する場合や園の行事等(例:園で「お弁当の日」を設定する等)の際には、弁当持参を認める弾力的な取扱いとする。</p>	<p>第D3条 次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、前条第一項の規定にかかわらず、満三歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。</p> <p>一 当該食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>二 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の主幹栄養教諭、栄養教諭又は栄養士により、食事の献立等について栄養の観点からの指導その他必要な配慮がなされること。</p> <p>三 調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</p> <p>四 園児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>五 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>	従う 又は 参酌	従う 同左	国の方針どおりとする
13	子育て支援事業の内容	<p>○認定こども園で行う子育て支援事業の種類については、以下を規定。</p> <p>① 相互交流の場の開設等による情報提供・相談支援</p> <p>② 地域の家庭に対する情報提供・相談支援</p> <p>③ 一時預かり的な事業</p> <p>④ 子育て支援を受けたいことを希望する保護者と援助を行うことを希望する団体等との連絡・調整</p> <p>⑤ 地域の子育て支援者に対する情報提供・助言</p> <p>○子育て支援事業を行う際は、次に掲げる点に留意の上、実施。</p> <p>・教育・保育に関する専門性を十分に活用し、保護者の子育て力の向上を支援する。</p> <p>・子育て支援事業を保護者が希望するときに、利用可能な体制を確保する。</p> <p>・子育て支援事業として、子育て相談、親子の集いの場の提供、家庭における養育が一時的に困難となった場合の保育提供等のための体制を確保する。</p> <p>・教育・保育の従事者が研修等により、子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させるとともに、専門機関等と連携する等、様々な地域の人材や社会資源を活かす。</p>	<p>第D4条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。</p>	参酌	同左	国の方針どおりとする
14	掲示		<p>第D5条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨を掲示しなければならない。</p>	参酌	同左	国の方針どおりとする
15	児童福祉施設の一貫原則	<p>○運営に関する自己評価の実施・結果公表・結果の設置者への報告は義務。</p> <p>○関係者評価と第三者評価は、それぞれの目的の相違を踏まえ、いずれも実施するよう努力義務とする。</p> <p>○職員会議(園長の職務の円滑な執行に資する)を置くことができる。</p>	<p>(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第五条を準用)</p> <p>児童福祉施設は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児(以下単に「園児」という。)の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人権を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p>	参酌	同左	国の方針どおりとする
16	児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等	<p>○教育・保育に従事する者に限らず、施設の職員は、必要な知識及び技能の修得等に努めることとする。</p> <p>○施設は、職員に対して、研修の機会を確保し、資質向上等を図らなければならないこととする。</p>	<p>(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第七条の二を準用)</p> <p>児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	参酌	同左	国の方針どおりとする

番 号	項目	国の方針			県の方針(案)	考え方
		子ども・子育て会議における基準方針	府省令(仮案)	従う 又は 参酌		
17	園児を平等に取り扱う原則	○入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。	(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第九条を準用) 児童福祉施設においては、園児の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	従う	同左	国の方針どおりとする
18	虐待等の禁止	○職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第九条の二を準用) 児童福祉施設の職員は、園児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従う	同左	国の方針どおりとする
19	懲戒に係る権限の濫用禁止	○懲戒に関し入所者の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。	(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第九条の三を準用) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項に規定する園長(以下単に「園長」という。)は、園児に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	従う	同左	国の方針どおりとする
20	秘密保持等	○職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らしてはならない。	(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第十四条の二を準用) 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 児童福祉施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。	従う	同左	国の方針どおりとする
21	苦情への対応	○入所者・保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等の必要な措置を講じなければならない。	(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第十四条の三第一項、第三項及び第四項を準用) 児童福祉施設は、その行つた教育及び保育(満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)並びに子育ての支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 3 児童福祉施設は、その行つた教育及び保育並びに子育ての支援について、都道府県(指定都市等(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十三条第一項に規定する指定都市等をいう。以下同じ。)の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(都道府県が設置するものを除く。))については、当該指定都市等。)から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。 4 児童福祉施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。	参酌	○県児童福祉施設条例第二十条を準用して苦情の解決にあたって第三者を関与させることを追加 幼保連携型認定こども園は、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決にあたって当該施設の職員以外の者を関与させなければならない。 ・そのほかは国の方針どおり	苦情に対する公正な解決を図るため
22	保護者との連絡	○地域社会との交流・連携、保護者・地域社会への運営内容の説明の努力義務。 ○家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める。施設の活動に保護者の参加を促す。	(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十六条を準用) 園長は、園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	参酌	同左	国の方針どおりとする
23	非常災害対策				○県児童福祉施設条例第六条を準用して非常災害対策について規定 幼保連携型認定こども園は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火災、風水害、地震等非常災害に関する具体的計画を立て、これに対する不断の注意を払い、訓練を行わなければならない。 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。	利用者等の安全確保を図るため

番号	項目	国の方針			県の方針(案)	考え方
		子ども・子育て会議における基準方針	府省令(仮案)	従う 又は 参照		
24	暴力団関係者の排除				<p>○県児童福祉施設条例第二十條の二を準用して追加 幼保連携型認定こども園は、その運営について、暴力団関係者の支配を受けてはならない。</p> <p>2 園長は、暴力団関係者であってはならない。</p> <p>3 前二項の「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。次号において「暴力団対策法」という。)第二條第六号に規定する暴力団員(以下この号及び次号において単に「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者 二 暴力団対策法第二條第二号に規定する暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配する者 三 福岡県暴力団排除条例(平成二十一年福岡県条例第五十九号)第十五條第二項、第十七條の三、第十九條第二項又は第二十條第二項の規定に違反した者で、同条例第二十三條第一項の規定により、同条例第二十二條の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して二年を経過しないもの 四 福岡県暴力団排除条例第二十五條第一項第三号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないもの 五 法人でその役員のうち、第一号、第三号又は前号のいずれかに該当する者があるもの</p>	暴力団関係者の介入を阻止するため
25	衛生管理等	○学校の設置者は、感染症の予防上、必要があるときは、臨時休業することができる。 ○園長は、感染症にかかっているとき等は、出席停止させることができる。(学校保健安全法運用)			同左	国の方針どおりとする
26	入所した者及び職員の健康診断	○健康診断は少なくとも1年に2回行うこととする。			同左	国の方針どおりとする
27	備える帳簿	○全ての在園する子どもについて、幼保連携型認定こども園園児要録(仮称)、出席簿を作成することとする。 ○在園する子どもが転園した場合や進学した場合の園児要録(仮称)の抄本又は写しは、当該子どもが転園・進学した先に送付することとする。			同左	国の方針どおりとする
28	不審者等の侵入防止対策				○県児童福祉施設条例第五十條を準用して不審者等の侵入防止対策について規定 幼保連携型認定こども園は、外部からの不審者等の侵入防止のための措置を講じるとともに、これに対する必要な訓練を行うよう努めなければならない。	利用者等の安全確保を図るため
29	附則(施行期日)		附則(施行期日) 第一條 この命令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。)の施行の日から施行する。			